

重要事項説明書

あなたに対する訪問介護サービスの提供開始にあたり、平成11年3月31日厚生省令第37号（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準）第8条及び長野市が定める基準に基づいて、当事業所があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者概要

事業者名称	株式会社あゆみ
主たる事務所の所在地	〒381-0023 長野県長野市大字風間1100-415
法人種別	営利法人
代表者名	徳重 小十代
電話番号	026-214-2987 FAX 026-214-2988

2. ご利用事業所

ご利用事業所の名称	ヘルパーステーションあゆみ
所在地	〒381-0023 長野県長野市大字風間1100-415
電話番号	026-214-1020 FAX 026-214-1025
サービス提供地域	長野市（豊野、戸隠、大岡、鬼無里、信州新町、中条、松代町は除く）

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	要介護状態等にある利用者の状況に応じた適切な指定訪問介護サービス及び介護予防訪問介護相当サービスを提供することにより、利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とします。
運営の方針	1、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して、身体介護その他の生活全般にわたる援助を行います。 2、事業にあたっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めます。 3、事業所は必要な時に必要な訪問介護の提供ができるように努めます。

4. ご利用事業所の職員体制

従業者の職種	員数	勤務の体制
管理者	1名	常勤1名
サービス提供責任者	名以上	常勤1名以上（管理者と兼務の場合あり）
介護福祉士	名以上	常勤1名以上
介護職員	名以上	常勤、非常勤

5. 営業時間

営業日	月～金
営業時間	8：30～17：30

※管理者が認めた場合には、上記以外の営業日、営業時間もサービスを提供するものとする。

6. 提供するサービス内容

〈身体介護〉

- ・排せつの介助 ・食事の介助 ・入浴の介助 ・通院や外出の付き添い ・身だしなみの介助
- ・体位の変換 ・起床及び就寝介助 ・服薬管理（飲み薬の服用の手伝い、確認）
- ・自立生活支援のための見守りの援助（利用者と一緒に手助けしながら行う家事等）など

〈生活援助〉

- ・部屋の掃除 ・洗濯 ・食事の準備や後片付け ・生活必需品の買い物

※利用条件：利用者が一人暮らし、家族が障害・疾病などのため、本人や家族が家事を行うことが困難な場合

〈その他〉

- ・通院等乗降介助

通院が困難な要介護者に対して、ホームヘルパーが、①自らが運転する車両への乗車・降車の介助を行い、あわせて②乗車前・降車後の屋内外での移動等の介助、または③通院先での受診等の手続きの介助を行うサービス ※要支援1・2の方は利用できません。

7. 利用料金

（1）利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金（料金表）の介護保険負担割合証に記載されている割合となります。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービスの利用は全額自己負担（消費税別）となります。

《料金表 ー基本料金・昼間ー》

身体介護	20 分未満	20 分～ 30 分未満	30 分～ 1 時 間 未 満	1 時間～ 1 時間 30 分未満	1 時間 30 分以上 (30 分増すごとに)
	1664 円	2491 円	3951 円	5789 円	837 円
生活援助	20 分以上 45 分未満		45 分以上		
	1827 円		2246 円		
身体介護に引き続き 生活援助を行う場合		20 分以上	45 分以上	70 分以上	
		663 円	1327 円	1990 円	
初回訪問加算		2042 円	緊急時訪問介護加算		
			1021 円		
介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） 介護報酬×18.2%					

※基本料金に対して、早朝（午前6時～午前8時）・夜間（午後6時～10時）帯は25%増し、深夜（午後10時～午前6時）は50%増しとなります。

[介護予防訪問介護及び介護予防訪問介護相当サービス 料金表 ―基本料金―]

	週 1 回の訪問	週 2 回の訪問	週 2 回を超える訪問
月額	12,007 円	23,983 円	38,053 円
初回訪問	2,042 円		
介護職員処遇改善加算 (Ⅲ) 介護報酬総単位数×18.2%			

※上表の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者の居宅サービス計画(ケアプラン)に定められた目安の時間を基準とします。

※やむを得ない事情かつ、利用者の同意を得て、2人で訪問した場合は、2人分の料金となります。

※上記の料金は目安となります。

(2) 交通費

前記2の通常の事業の実施地域にお住いの方は無料です。

それ以外の地域の方は、サービス従事者が訪問するための交通費の実費が必要です。

自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

- ①事業所から片道15キロメートル未満 100円
- ②事業所から片道15キロメートル以上 200円

(3) キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記料金を頂きます。キャンセルが必要となった場合は至急ご連絡ください。

ご利用の24時間前までにご連絡いただいた場合 無料

ご利用の24時間までにご連絡がなかった場合 実費1000円(消費税別)

キャンセルが必要となった場合は至急ご連絡ください。

介護予防訪問介護及び介護予防訪問介護相当サービスをご利用の方につきましては、キャンセル料は頂きません。

(4) その他

利用者宅でサービス提供のために使用する水道、ガス、電気等の費用は、利用者のご負担となります。

8. 個人情報の取り扱い

サービス提供を行う者及び、苦情処理にあたる者においては守秘義務を遵守します。

サービス担当者会議等で個人情報を用いることについてはご同意ください。

9. 苦情申立・相談窓口

ヘルパーステーションあゆみ 担当：梅田 麗子	電話 026-214-1020 FAX 026-214-1025 受付時間 9:00～17:00
長野市役所介護保険課	電話 026-224-7871
国民健康保険団体連合会	電話 026-238-1580

10. 高齢者虐待防止について

事業所は利用者等の人権の擁護・虐待の防止等の為に、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 事業所は、株式会社あゆみ（以下「事業者」とする）の設置する虐待防止委員会に所属し、虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、事業所職員への周知徹底を行い、指針の整備、定期的な研修（年1回以上）を実施します。
- (2) サービス提供中に、サービス事業所職員または利用者の家族や関係者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合（疑い含む）は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（いわゆる「高齢者虐待防止法」）に基づき、速やかにこれを市町村へ通報し、事実確認に協力します。
- (3) その他、虐待防止に関する事項については虐待防止委員会の指針に準じます。

11. 緊急時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合には、速やかに主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）居宅サービス計画又は介護予防サービス計画を作成した居宅支援事業者等へ連絡をします。

主治医	氏名	
	病院名	
	所在地	
	電話番号	
緊急連絡先 (家族)	氏名	
	住所	

12. 非常災害時の対応

- (1) 大震災、大災害の注意報や警報が出た場合、災害の状況によりその注意報、警報等が解除されるまで訪問を一時中止する場合があります。
- (2) 訪問中に災害が起きた場合は、利用者の安全確保に最善の努力をし、その災害状況によってはサービス従事者もすぐに安全な場所に避難します。
- (3) 事業所は、感染症や非常災害その他の緊急事態に備え、サービス等の継続的な提供の実施及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画（以下「BCP」とする）を策定し、必要な措置を講じます。
- (4) 事業所は、事業者の設置するBCP委員会に所属し、事業所職員へBCPについて周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

13. 損害賠償保険への加入

当事業所は、以下の損害賠償保険に加入しています。

- ・加入保険会社名：三井住友海上火災保険株式会社
- ・保険の内容：福祉事業者総合賠償責任保険

14. 身体拘束の適正化

- (1) 事業所職員は、利用者または利用者の家族等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束は行いません。

(2) 事業所職員は、身体拘束等を行う場合はその態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録します。

1 5. 認知症介護研修の取り組み

事業所職員は、認知症についての理解とさらなる知識向上のために、年1回以上の研修会に参加します。

1 6. ハラスメント防止・対策

(1) 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場における各種ハラスメントを防止する必要な措置を講じるため、事業者の設置するハラスメント委員会に所属し、委員会の出席、指針の整備、研修参加、事業所職員への周知徹底を行います。

(2) 事業所は、事業所職員が、利用者や利用者の家族、その他関係者からハラスメント（暴行・脅迫・ストーカー・SNS等による誹謗中傷などの違法な行為、暴言・恫喝・人格否定・侮辱・意に反して身体を触る（性的な言動）など、正当な理由がない過度な要求や行為）を受け、適切なサービス提供ができない状況になった場合は、その場を退出します。

また、ハラスメントの内容によっては、警察や市町村などへ通報することもあり、本契約書第9条4項の②に基づき、直ちに契約を解除することができます。

(3) その他ハラスメントに関する事項についてはハラスメント委員会の指針に準じます。

1 7. 感染症対策の強化

事業所は、感染症の発生やまん延等に関する取り組みとして、事業者の設置する感染症対策を含む安全委員会に所属し、委員会の出席、指針の整備、研修会の参加、訓練の実施を行います。

訪問介護の提供を開始するにあたり、利用者に対しての重要事項説明書に基づいて、重要事項を説明しました。

年 月 日

(重要事項説明者)

事業所名 ヘルパーステーションあゆみ

氏名 _____ ㊞

ご利用者名 _____ ㊞

ご家族（代表者）名 _____ ㊞